

このリーフレットには次のものが添付されています。

- 1 手続についての留意事項
- 2 「防犯カメラ設置費補助金交付申請書」(様式第1号-2)
- 3 補助金計算書
- 4 「防犯カメラ設置費補助金交付申請書」(事業者防犯カメラ)の記載例(表面)
事業者防犯カメラ管理規程の作成例(裏面)
- 5 交付申請書添付書類の書式例

申請・ご相談は

大阪市住まい公社 民間住宅課

～「大阪市住まい公社」は大阪市住宅供給公社の愛称です～

〒530-0041 大阪市北区天神橋6-4-20 住まい情報センター6階

電話：(06) 6882-7039 FAX：(06) 6882-7011

受付時間 平日：午前9：00～午後5：30

(土、日、祝日及び年末、年始は休業)

公社ホームページ：<http://www.osaka-jk.or.jp/>

大阪市ホームページ：<http://www.sumai.city.osaka.jp/>



(平成22年4月作成)

防犯カメラ設置費補助制度

〈事業者防犯カメラ〉

大阪市では、「街頭犯罪ワースト1」を返上し、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざして、「地域安全対策推進モデル区」の東淀川区、東住吉区、平野区と、大規模な繁華街を抱える北区、中央区、浪速区内にある駐車場・コンビニエンスストア・ガソリンスタンドの事業者の方々が設置する防犯カメラの経費の一部を補助します。

〈平成22年度〉

駐車場とは：

自動車の駐車のための施設で、一般公共の利用に供され、月極又は時間貸しで終日自動車の出入りが可能であり、防犯カメラが未設置又は常時無人であること。

コンビニエンスストアとは：

道路に面して立地し、飲食料品を扱い、売り場面積30㎡以上250㎡未満、営業時間が1日14時間以上で、セルフサービス方式で販売している小売店舗であること。

ガソリンスタンドとは：

危険物の規制に関する政令第3条第1号に定める給油取扱所であること。

○補助対象となる経費、補助率・補助限度額

駐 車 場	コンビニエンスストア・ ガソリンスタンド
(補助対象となる経費) ・ 防犯カメラの設置に要する費用（録画装置の設置費用等を含む）。 ・ 賃借契約（リース・レンタル）により設置する場合、当初３年間の費用が対象。 ・ 保守・修理費用、電気料金等の維持管理費用や振込手数料は除きます。 (補助金額) ・ 補助対象となる経費の２分の１。 ・ １台につき１０万円が上限。	

○補助対象者

東淀川区・東住吉区・平野区及び北区・中央区・浪速区内に所在する駐車場・コンビニエンスストア・ガソリンスタンドの事業者
(ただし、駐車場については、集客施設等に附設されている駐車場は対象となりません。)

○補助対象となる防犯カメラ

街頭犯罪の発生を抑制するため特定の場所に継続的に設置されるカメラで録画機能があるもので、次の要件を満たす防犯カメラ。なお、賃借により設置される場合は、賃借期間が３年以上のものに限る。

駐 車 場	コンビニエンスストア・ ガソリンスタンド
・ 撮影対象区域が駐車場内であること。	・ 撮影された画像のうち、道路、公園その他不特定多数の方が利用する場所が、画像面積の３分の１以上であること。

○補助対象となる台数の上限

駐車場	・・・	１施設につき２台
コンビニエンスストア・ガソリンスタンド	・・・	１施設につき１台

○受付期間等

購入の場合は１２月２８日、賃借の場合は１１月末日まで（受付時間は裏面参照）
ただし、先着順で受理し、予算を超える時点をもって受付を締め切ります。

- 設置にかかる契約は、交付決定通知後に行ってください。
- 期限までに必要な書類の提出がない場合は、補助を受けることができませんのでご注意ください。
- 設置完了後や補助金を受領した後に適切な維持管理をしていただけない場合は、補助金の返還を求めることがあります。

各書類は、大阪市住まい公社民間住宅課あて提出してください。

☆ 申請から補助金を受けるまで ☆

カメラ設置の意思決定・同意・許可・設置場所周辺への事前説明

設置場所周辺住民のプライバシーに配慮し、事前に了解を得るよう努めてください。



交付申請書の提出（購入の場合は12月28日、賃借の場合は11月末日が提出期限）

設置場所・撮影範囲・見積内容（補助対象費用・補助対象外費用の内訳）など設置内容の説明ができる方（申請者本人でない場合は委任状が必要です。）が、必要書類を添付した交付申請書をご持参ください。



交付決定通知書の送付（交付申請受理から30日以内）※標準処理日数であり、受付状況等により延びることがあります。



契約・設置工事着工



設置完了届の提出（購入の場合は2月末日、賃借の場合は1月末日が最終提出期限）

設置完了後速やかに提出してください。郵送でも可能ですが、上記期限必着とします。



検査（書類検査及び現場検査）

現場検査には、設置内容の説明ができる方の立会が必要です。

検査に合格しなければ、補助を受けることができません。



実績報告書などの提出

購入の場合は代金の支払が終了後速やかにご持参ください。

賃借の場合は3月末日までの賃借料の支払を終了後速やかにご持参ください。

3月末日までに提出がない場合は、補助金の支払ができませんのでご注意ください。



補助金額確定通知書の送付



請求書の提出 ⇒ 補助金支払



管理状況報告書の提出（設置完了した日から3年に達するまで年1回）

必要書類を添えて提出してください。郵送でも可能ですが、期限必着とします。

賃借の場合、翌年度以降も補助金を受ける場合は、毎年2月末日までに交付申請書（継続分）の提出が必要です。

交付申請書（継続分）の提出 毎年2月末日まで（必着、郵送可）



交付決定通知書（継続分）の送付



実績報告書の提出 毎年3月末日まで



補助金額確定通知書の送付 → 請求書の提出 ⇒ 補助金支払